

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三五
告示	生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件	三三
	生活保護法により指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	三三
	生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	三三
	生活保護法による医療扶助のための施術者を指定した件	三三
	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三三
	地籍調査の成果について認証した件	三三
	県営土地改良事業計画を定めた件	三四
	土地改良区の合併について認可した件	三四
	保安林の指定をする件	三四
	道路の区域を変更する件	三四
	道路の供用を開始する件	三五
公告	電線共同溝を整備すべき道路として指定した件	三五
	指定居宅サービス事業者の指定を取り消した件	三五
	指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した件	三五
	公の施設の指定管理者を指定した件	三五
	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	三六
	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	三六
	土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件	三六
	公共測量の実施の終了について通知があった件	三七
	建築基準法により道路の位置を指定した件	三七
	福島県教育委員会	三七
	福島県指定重要文化財として指定する件	三九
	福島県指定重要無形民俗文化財として指定する件	三九
	福島県指定天然記念物として指定する件	三九
	福島県選挙管理委員会	三九

○不在者投票のできる施設の指定を取り消した件 二四〇

○個人演説会等を開催することができな施設の指定を取り消した旨報告があった件 二四〇

正 誤

○平成二十年三月二十八日付け定例第九百六十五号中 二四〇

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十六号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二福島県営梅ヶ丘団地の項を次のように改める。

福島県営梅ヶ丘団地	いわき市	一号棟から八号棟まで	〇・八一
		二十一号棟から二十三号棟まで	〇・八三

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第二百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年四月四日

名 称	所 在 地	福島県知事 佐藤 雄平
海野歯科医院	福島市北五老内町八一五	指定年月日 平成二十年 二月二二日
武藤歯科医院	会津若松市西栄町八一三五	同 年 三月三日

菅家歯科医院 大沼郡会津美里町字宮北三一四〇―三

ふじき薬局 喜多方市字江中子四一七九―一六

遠藤薬局 伊達市杵形四一

同 年 二月六日
同 年 同月一日
同 年 同月一日
同 年 一月一日
(社会福祉課)

福島県告示第二百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
春日訪問看護ステーション	須賀川市東町一三九―一	須賀川市南上町一三三―一

(社会福祉課)

福島県告示第二百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

薬局おくすり本舗桜台店 福島市田沢字桜台三六―八

休止年月日 平成一九年十一月一日
(社会福祉課)

福島県告示第二百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称 所 在 地 廃止年月日

海野歯科診療所

武藤歯科医院

佐藤歯科医院

菅家歯科医院

宝山堂薬局本町店

コンノ薬局

遠藤薬局

山内薬局

木村薬局

福島市五老内町四―一四

会津若松市西栄町九―三一

東白川郡棚倉町字町裏七一―四

大沼郡会津美里町字法幢寺南甲三五三六

会津若松市本町一〇―一二

南相馬市原町区南町一丁目一一五

伊達市杵形四一

耶麻郡磐梯町大字磐梯字山神二六八四

双葉郡富岡町夜の森北二―二三

福島県告示第二百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十年四月四日

氏 名 住 所

平間 久美 福島市渡利字番匠町

子 一五―三

福島県知事 佐藤 雄 平

施術所名 日向はり・福島市渡利字番匠町一

指定年月日 平成二十年二月一日
(社会福祉課)

福島県告示第二百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年四月四日から同年五月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）南相馬ショッピングセンター 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。
 （商業まちづくり課）

福島県告示第二百八十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の
 地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十年四月四日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称
 伊達市

二 成果の名称
 伊達市霊山町石田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、伊達市の
 地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
 平成二十年四月四日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称
 伊達市

二 成果の名称
 伊達市梁川町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、勝常
 地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うため土地改良事業計画を
 定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成二十年四月四日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類
 土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間
 平成二十年四月七日から
 同 月二十八日まで （二十二日間）

三 縦覧の場所

河沼郡湯川村役場

（農村計画課）

福島県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成
 二十年四月一日付けで認可した土地改良区の合併については、次のとおりである。
 平成二十年四月四日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 塩川西部土地改良区は、合併後存続する。
 二 遠田貝沼土地改良区は、合併により解散する。

（農村計画課）

福島県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次
 のとおり保安林の指定をする。
 平成二十年四月四日
 福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林の所在場所
 田村市都路町古道字山口二四八の五、都路町岩井沢字日向一一八

二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件
 1 立木の伐採方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準
 伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対
 策課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 （治山対策課）

福島県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県北建設事務所まで平成二十年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十年四月四日

路線名		区 間		変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道福島 安達線		二本松市油井字福岡四 五二番一地从ら 同 市油井字福岡二 一四番地先まで		変更前 A 一一・〇〇 一一・五〇	B 八・〇〇 一一・五〇	変更後 A 一一・〇〇 一一・五〇
						一四八・〇 一五八・二 一四八・〇

福島県知事 佐藤雄平

(道路計画課)

福島県告示第二百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名		供 用 開 始 の 区 間		供用開始 の 期 日
一般国道四五九号		耶麻郡西会津町奥川大字飯里字宮ノ上二三三三 〇番二地先から 同 郡同 町奥川大字飯里字西窪一〇七三 番三八地先まで		平成二〇年 四月四日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名		供 用 開 始 の 区 間		供用開始 の 期 日
県道大野停車場大 川原線		双葉郡大熊町大字大川原字西平二一八八番一 地先から 同 郡同 町大字大川原字西平二二〇四番一 地先まで		平成二〇年 四月九日

(道路計画課)

福島県告示第二百八十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名		区 間	
一般国道二五二号		会津若松市七日町一九四番二地先から同市七日町一四六番地 先までの上り線 同 市七日町二〇五番地先から同市七日町二六九番地先 までの下り線	

(道路計画課)

公 告

公告第六十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次の指定
居宅サービス事業者の指定を取り消した。
平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名	事業所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主たる 事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	指定の取消 しの年月日	サービスの 種類
-------	---------	--------------------------------	--	----------------	-------------

指定訪問介護事業所有 限会社なごみ	いわき市内郷 綴町川原田六 七	有限会社な ごみ	福島県いわき 市内郷綴町川 原田六七	平成二〇年 三月二五日	訪問介護
----------------------	-----------------------	-------------	--------------------------	----------------	------

(福祉監査課)

公告第七十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第一百五十五条の八第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名 称	事業所の所在 地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	指定の取消 しの年月日	サービス の種類
指定介護予 防訪問介護 事業社なご み	いわき市内郷 綴町川原田六 七	有限会社な ごみ	福島県いわき 市内郷綴町川 原田六七	平成二〇年 三月二五日	介護予防 訪問介護

(福祉監査課)

公告第七十一号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号) 第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称

1 福島県矢吹しらうめ荘

2 福島県矢吹しらうめ通動寮

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団

2 主たる事務所の所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三

三 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(障がい福祉課)

公告第七十二号

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号) 第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 管理を行わせる公の施設の名称

1 福島県国民宿舍翁島荘

2 天鏡閣

二 指定管理者として指定したもの

1 名称 財団法人福島県観光物産交流協会

2 主たる事務所の所在地 福島市三河南町一番二十号

三 指定の期間

平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(観光交流課)

公告第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があつた。

平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

東和町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

監事 菊地 睦雄 二本松市戸沢字月夜畑二四番地

(農村計画課)

公告第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第六十八条第二項で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があつた。

平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

清算法人石川町土地改良区

退任した清算人

役別 氏名

住所

清算人 遠藤 幸重 石川郡石川町字王子平五八番地
 同 泉 市郎 郡同 町字梁瀬一七九番地
 同 中島 辰昭 郡同 町大字沢井字館六五番地
 同 佐川 茂義 郡同 町大字沢井字西ノ作九五番地
 同 二瓶 忠重 郡同 町大字中野字竹下一番地の一
 同 矢吹 昭夫 郡同 町大字曲木字戸ノ内七九番地
 同 瀬谷 梅男 郡同 町大字湯郷渡字前ノ内八八番地
 同 木戸 正明 郡同 町大字母畑字天升作五八番地
 同 瀬谷 豊 郡同 町大字中田字雁万田一六番地
 同 鈴木 勝徳 郡同 町大字板橋字塩ノ沢一八二番地
 同 小豆畑 剛 郡同 町大字山形字須沢二五四番地
 同 添田 啓一 郡同 町大字北山形字沢尻二一番地

(農村計画課)

公告第百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年四月四日

土地改良区の名称
 西田町土地改良区
 退任した役員

福島県知事 佐藤 雄 平

役別 氏名 住所
 理事 本田 定雄 郡山市西田町大田字仲ノ内二一七番地
 同 橋本 太一 市西田町板橋字大久保一七五番地
 同 會田 遠長 市西田町三町目字平館二番地
 同 三瓶 盈 市西田町丹伊田字西荒井三六九番地の一
 同 鈴木 丈揮 市西田町土棚字関下四三番地
 同 八木田宗保 市西田町鬼生田字町三九九番地
 同 橋本 勝男 市西田町三町目字栢作一一五番地
 同 會田 稔 市西田町芹沢字宮田八九番地の三
 同 邊見 正一 市西田町木村字木ノ下七〇番地
 監事 橋本 幸栄 市西田町高柴字館野一九〇番地

(農村計画課)

公告第百七十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、公共測量の実施の終了について、平成二十年三月二十四日付けで福島県喜多方建設事務所長から次のとおり通知があった。

平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 測量地域 喜多方市熱塩加納町、同市山都町及び耶麻郡西会津町
- 二 測量開始期日 平成十九年十月一日
- 三 測量終了期日 平成二十年三月十九日
- 四 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)

(技術管理課建設産業室)

公告第百七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置として、次のとおり指定した。

平成二十年四月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定年月日及び番号
 平成一九年一月二六日 福島県指令北建第一九七九四一四号
- 二 道路築造者の氏名及び住所
 有限会社福本建設工業所 代表取締役 福本 栄 本宮市本宮字中條七六番一
- 三 道路の位置
 本宮市本宮字坊屋敷二二〇番四四、二二〇番四五、二二〇番五〇、二二〇番五一及び二二〇番五二
- 四 道路の延長及び幅員
 延長 六四・七八メートル 幅員 六・〇〇〇六・二四メートル

- 一 指定年月日及び番号
 平成二〇年一月九日 福島県指令北建第一九七〇九六一三号
 - 二 道路築造者の氏名及び住所
 小西 常夫 伊達郡国見町大字塚野目字北寺田二二番一九
 - 三 道路の位置
 伊達郡国見町大字塚野目字北寺田二二番三二
 - 四 道路の延長及び幅員
 延長 六・八一メートル 幅員 四・〇九メートル
- 一 指定年月日及び番号
 平成二〇年二月五日 福島県指令中建第五七六九号
 - 二 道路築造者の氏名及び住所
 小針 唯七 石川郡玉川村大字中字向四五番の一
 - 三 道路の位置
 石川郡玉川村大字小高字丑久保五四番六、七六番四及び七七番二
 - 四 道路の延長及び幅員

延長 六六・六九メートル 幅員 六・〇〇〇六・八六メートル

一 指定年月日及び番号

平成二〇〇九年三月三日 福島県指令南建第八二七〇号

二 道路築造者の氏名及び住所

島野 ハル子 岩瀬郡鏡石町本町二〇八番地

三 道路の位置

岩瀬郡鏡石町境一六三番四

四 道路の延長及び幅員

延長 二六・二〇メートル 幅員 四・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九九年九月四日 福島県指令南建第一七一八号

二 道路築造者の氏名及び住所

大槻 隆男 白河市年貢町七四番地

三 道路の位置

白河市番士小路七八番一三、八三番一、八三番一先及び八五番二

四 道路の延長及び幅員

延長 六三・六七メートル 幅員 四・〇〇〇六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九九年九月二日 福島県指令南建第一三二五号

二 道路築造者の氏名及び住所

株式会社秋山建材 代表取締役 秋山 浩治

三 道路の位置

白河市中田一九一番四

四 道路の延長及び幅員

延長 五二・六〇メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九九年一〇月三日 福島県指令南建第二二二五号

二 道路築造者の氏名及び住所

佐川 真一 白河市桜町一一五番地

三 道路の位置

白河市白坂鶴子山一〇二番六、一〇二番一八、一〇二番一九、一〇二番二〇、一〇二番二一、一〇二番二二、一〇二番二三、一〇二番二四、一〇二番二五、一〇二番二六、一〇二番二七及び一〇二番二八

四 道路の延長及び幅員

延長 一〇七・八〇メートル 幅員 四・二〇〇六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九九年一〇月一六日 福島県指令南建第一四二二号

二 道路築造者の氏名及び住所

大原 一 白河市昭和町二七番地二 松岡 昭男 白河市大桜岡前一二二番地七

松岡 昭彦 白河市豊地弥次郎三九番地二〇プリーリークレストB二〇二

三 道路の位置

白河市十文字七番一

四 道路の延長及び幅員

延長 五一・三〇メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九九年二月五日 福島県指令南建第三三四四号

二 道路築造者の氏名及び住所

有限会社伊豆屋住宅不動産 代表取締役 伊豆 周治 西白河郡矢吹町本町一八一番地一五

三 道路の位置

西白河郡矢吹町八幡町三九六番一〇及び三九八番九

四 道路の延長及び幅員

延長 六一・六五メートル 幅員 四・〇〇〇六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九九年二月二日 福島県指令南建第三四二二号

二 道路築造者の氏名及び住所

株式会社塩田建設工業 代表取締役 塩田 芳美 白河市大信中新城字内屋敷四六番地

三 道路の位置

白河市大鹿島前一一番九

四 道路の延長及び幅員

延長 三五・六六メートル 幅員 六・〇〇メートル

一 指定年月日及び番号

平成一九九年二月一四日 福島県指令南建第三二七八号

二 道路築造者の氏名及び住所

株式会社白河リース 代表取締役 鈴木 善美 白河市字弥次郎窪一九番地一

三 道路の位置

西白河郡中島村大字吉岡字天王山一二番二

四 道路の延長及び幅員

延長 一七・二〇メートル 幅員 五・〇〇メートル

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第四号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

平成二十年四月四日

福島県教育委員会

一 建造物の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
法用寺観音堂	一棟	宗教法人 法用寺	大沼郡会津美里町雀林字三番山下三五五四番地	大沼郡会津美里町雀林字三番山下三五五四番地

三 典籍の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
大般若経 附 経櫃 附 経帙	六〇帖 三合 六〇口	八槻浩子	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮六六番地	東白川郡棚倉町大字八槻字大宮二二四番地 八槻都々古別神社

三 考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
稲古館古墳出土銅漆作大刀 附 墳丘及び石室内出土品	一口	須賀川市	須賀川市八幡町一三五番地	須賀川市池上町六番地 須賀川市立博物館

（建築指導課）

法正尻遺跡出土品	一括	福島県	福島市杉妻町二番一六号	白河市白坂一里段八六番地 福島県文化財センター白河館
----------	----	-----	-------------	----------------------------

（文化財課）

福島県教育委員会告示第五号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十八条第一項の規定により、福島県指定重要無形民俗文化財として、次のとおり指定する。

平成二十年四月四日

福島県教育委員会

名称	所在の場所	保護団体
磐城大國魂神社のお潮採り神事	いわき市平菅波字宮前五四番地	大國魂神社氏子会
南郷の早乙女踊	南会津郡南会津町鶴巣、同町界、同町和泉田、同町下山	鶴巣早乙女踊り保存会 界民俗芸能保存会 上平・上町早乙女保存会 下山民俗芸能保存会

（文化財課）

福島県教育委員会告示第六号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十四条第一項の規定により、福島県指定天然記念物として、次のとおり指定する。

平成二十年四月四日

福島県教育委員会

名称	所有者	所有者の住所	所在の場所及び面積
無能寺の笠マツ	宗教法人 無能寺	伊達郡桑折町字上町四番地	伊達郡桑折町字上町四番地 無能寺 右記番地のうち三九五・七平方メートル

（文化財課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十七号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第五項（第八号、第九号第一項、第十号第一項、第十一号第一項又は第十二号第一項において準用する場合を含む。）の規定により、平成二十年三月二十一日次に掲げる不在者投票のできる施設の指定を取り消した。

平成二十年四月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
医療法人村島病院	福島市飯坂町字東堀切八番地

福島県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年四月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設 の 名 称	施設 の 管 理 者
平成二〇年 二月二〇日	いわき市平幕ノ内字手 倉三二番地	いわき市五大字幕ノ 内集会所	いわき市長
同	いわき市小名浜玉川町 南二四番地の一	いわき市玉川集会所	同
同	いわき市常磐馬玉町寺 作六六番地の五	いわき市馬玉集会所	同
同	いわき市大久町小久字 田前三九番地	いわき市小久集会所	同

正 誤

ページ	段	行	正	誤
一九七	下	後ろか ら九	め	め
			法第二十三条第一項」に改	法第二十三条第一項」に

○平成二十年三月二十八日付け定例第九百六十五号中